

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 2 日

都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松 崎 宏 則

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて（周知依頼）

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、改善基準告示につきまして、自動車運転者の始業・終業時刻や運転時間等を入力することにより、拘束時間等の遵守状況を確認できる「遵守状況確認ソフト」が令和 8 年 1 月 30 日より公開される旨、厚生労働省労働基準局監督課より通知がありました。

本ソフトの掲載場所は、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html（ ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ 業種・職種別の対策 ＞ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示） ）になります。

つきましては、本ソフトのご活用に関して、貴協会傘下会員事業者への周知を何卒よろしくお願い申し上げます。

◇本件お問い合わせ先 厚生労働省労働基準局監督課 過重労働特別対策室過重労働特別監督第二係 TEL：03-5253-1111（内線）5134

令和8年1月29日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

厚生労働省労働基準局監督課

改善基準告示に係る遵守状況確認ソフトについて（周知依頼）

平素より、厚生労働行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和6年4月に適用が開始された自動車運転者に対する時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示について、トラック運送事業者の皆様に対し、その理解促進に向けた周知・啓発等を行ってきたところです。

今般、自動車運転者の始業・終業時刻や運転時間等を入力することにより、改正改善基準告示で定める拘束時間等の遵守状況を確認できる「遵守状況確認ソフト」を開発し、下記の公開日から、リンク先の厚生労働省ホームページに掲載することとなりました。

つきましては、貴会所属の事業者等に周知することにより、同ソフトの利用促進を図っていただきますよう、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 公開日

令和8年1月30日（金）

2 掲載先（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

※厚生労働省ホームページ内での掲載場所は以下のとおりです。

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ 業種・職種別の対策 ＞ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

3 問合せ先

厚生労働省労働基準局監督課過重労働特別対策室過重労働特別監督第二係

T E L : 03-5253-1111（内線）5134

以上